## 天災・交通機関のストライキ時の講義の取扱いについて

天災・交通機関のストライキ時においては、やむを得ず休講とすることがあります。 この場合、下記の基準をもって休講のお知らせとし、<u>大学より各受講者へ連絡はいたしませんので、</u> ご留意願います。判断が難しい場合はお問い合わせください。

※原則として補講を行います。

※補講の曜日・時間は通常の講座とは異なる場合があります。

愛知県下に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)または暴風警報が発令された場合

- 1. 午前6時までに上記警報が解除されたときは、当日の講座を平常どおり開講します。
- 2. 午前6 時の時点で上記警報が発令中のときは、当日午前(10:00 開講)の講座を休講とします。
- 3. 午前 10 時までに上記警報が解除されたときは、当日午後(13:30 開講、15:30 開講) の講座を平常どおり開講します。
- 4. 午前 10 時を過ぎても上記警報が解除されないときは、当日の講座をすべて休講とします。
- 5. 開講後は上記警報が発令された時点で、講座を中止します。
- 6. 特別警報に準ずる警報(津波、火山、地震等)が発令された場合はお問い合わせください。
- 7. 上記警報以外の各種「注意報」および「大雨警報」の場合は平常どおり開講します。
- 8. 交通機関のストライキによる場合
  - (1) 前項の第1号から第5号までの「上記警報」を「ストライキ」とよみかえて解釈します。
  - (2) この場合の交通機関とは、JR東海、名古屋鉄道、愛知環状鉄道、名古屋市営交通に限定します。
- 9.「地震災害に関する警戒宣言」が発令された場合の取り扱いについては、前項の第1号から第5号を準用します。

名古屋学院大学 社会連携センター 〒456-0062 名古屋市熱田区大宝 2-4-45

TEL: 052-678-4085

E-mail: renkei@ngu.ac.jp